

# 貸切バス事業者と旅行業者 との関係について



# 検討会における主な意見①

(事後ヒアリングによるものを含む。)

## ○旅行業者と貸切バス事業者の役割分担

- ・旅行業者と貸切バス事業者とで、安全面についての責任の分担が曖昧なのではないか。
- ・安全に関する規制は本来運送事業者サイドで遵守するべきであり、旅行業者に責任を転嫁したり義務を課すべきではない。

## ○貸切バス事業者と旅行業者の取引きについて

- ・旅行業者と貸切バス事業者は発注者と受注者という関係であることから、貸切バス事業者は無理な運行や低額な運賃での運送を引き受けざるをえない場合がある。
- ・基本的には、貸切バス事業者から提示される見積書等をもとに旅行業者は使いたい貸切バス事業者を選択しているのであり、必ずしも旅行業者が一方的に何かを押し付けているということはない。

## 検討会における主な意見②

(事後ヒアリングによるものを含む。)

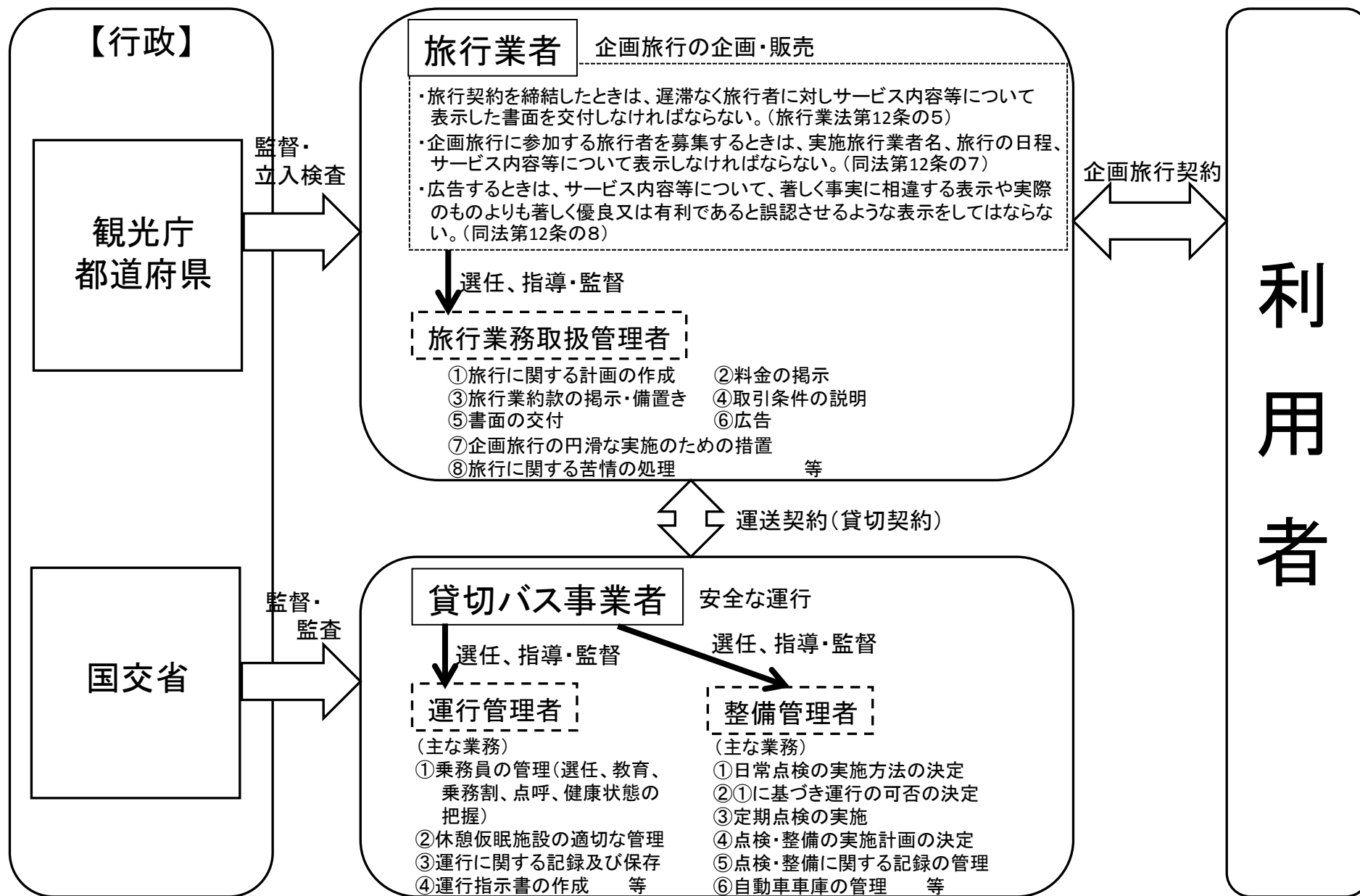
### ○事後チェックの徹底

- ・新たなルール作りも重要だが、どんなに立派な制度でもきちんと関係者がルールを守らなければ意味がない。
- ・監査等の事後チェックを抜本的に強化しなければ意味がない。大規模事業者に運輸安全マネジメント監査に入るよりも、小規模な事業者を含め、例えば、全事業者の車検証をチェックすることが先決。今の体制ではより危険なものを見過ごしている。

### ○参入規制の強化

- ・規制緩和の結果、参入規制が緩くなっており、法令順守意識が低い事業者も簡単に参入できる。事後チェックが十分に機能していないため、法令が守られない。参入規制の強化を検討すべき。

# 貸切バス事業者と旅行業者の間の安全面の責任分担について (募集型企画旅行の場合)



# 貸切バスの発注側と受注側の状況

## 【発注側】

日本の旅行者  
(日本の旅行業法で規制)

① JATA、ANTA  
加盟事業者

② 団体非加盟  
事業者

③ 自治体、学校、一般企業  
等

④ (外国から日本への)  
インバウンド事業者  
(外国法で規制)



## 【受注側】

日本の貸切バス事業者  
(日本の道路運送法で規制)

① 日本バス協会  
加盟事業者

② 高速ツアーバス  
連絡協議会  
加盟事業者

③ 団体非加盟  
事業者

# 貸切バスの法令順守に関する 発注側と受注側の関係

- ◆貸切バスの法令順守の責任は本来的に貸切バス事業者自身の責任。
- ◆他方で、発注側の姿勢が貸切バス事業者の法令順守に影響する場合も存在。

発注側の 法令順守レベル	受注側の 法令順守レベル	結果
○高い	○高い	○ (法令が順守される)
○高い	×低い	× (法令違反のリスク大)
×低い	○高い (受注を断る)	○ (法令が順守される)
×低い	×低い	× (法令違反のリスク大)



旅行者や旅客の安全性の確保のためには、取引関係者全体として法令順守のためのレベルアップ(特にボトムアップ)を図ることが重要ではないか？

## 貸切バス業界及び旅行業界の連携・協力の概要

### 【背景】

平成19年2月に大阪府吹田市で発生した「あずみ野観光バス」による貸切バスの重大事故を踏まえ、平成19年10月にとりまとめられた「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告において、貸切バス業界及び旅行業界が連携・協力して行なう相互理解を深めるための場の設置等が提言され、同報告で指摘を受けた事項について「貸切バスの安全運行等に関する旅行業協会・バス協会の連携ワーキンググループ」を設置し検討することとなった。(平成20年2月12日設置)

### 【ワーキンググループメンバー】

日本バス協会・日本旅行業協会・全国旅行業協会の会員事業者の実務経験者から選出

### 【検討事項】

- 安全運行パートナーシップ・ガイドラインの作成
- 貸切バスに係る安全規制、安全に係るコスト等についての相互理解の深度化

### 「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告の主な内容

#### 【問題点】

- ・ 行程に係る所要時間や連続運転時間等の安全規制等について、旅行業者の理解が不十分。貸切バス事業者側が無理を承知で契約する場合や、旅行業者が提示する運賃水準が、事業経営上、低すぎる場合がある。
- ・ 急な運送の申込や運送内容の変更、安全運行が確保できない無理な運送依頼があったような場合における対応が不明確。貸切バス事業者と旅行業者が協力して対応しなければならない事項など、協働体制についての指針が必要。
- ・ 貸切バスは、路上での乗降が一般的で、乗降時の安全確保が不十分。
- ・ 両業界による意見交換が年1回程度行なわれているが、その結果が業界全体に伝わっていない。

#### 【対応策】

- ・ 両業界が連携して、安全運行パートナーシップ・ガイドライン(仮称)を作成
- ・ 貸切バス事業者・旅行業者が中心となって、主要地点における乗降場所の確保策を検討
- ・ 両業界の相互理解等を図るための場の設置

両業界が連携し、無理のない旅行行程の作成、営業区域・運転者の労働時間等の周知、安全に係るコスト等についての理解・周知、需要拡大策等のテーマについて、作業部会等を設置して具体的に検討



「貸切バスに関する安全対策検討会」報告の主な内容を踏まえた国土交通省の実施状況

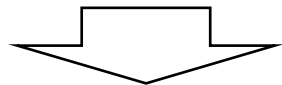
問 題 点	対 応 策	実施状況等
<b>1. 運行時の安全の確保について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交替運転手の配置基準として、時間による基準が定められているが、個々の運行において、配置が必要かどうかわかりにくく、旅行業者にも説明しにくい。</li> <li>・ 交替運転者の休息するための座席まで販売され、ガイド席で休息せざるを得ないケースもある。</li> </ul>	<p><b>(1) 交替運転者の配置基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、乗務距離に基づく交替運転者の配置基準のあり方を検討</li> <li>・ 国土交通省において、運行中における交替運転者の休息のための座席の確保について検討</li> </ul>	<p><b>【H20. 6. 27 通達を発出】</b> (H20. 9. 1施行)</p> <p><b>【H19. 12. 14 通達を発出】</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツアーバス等については、路上での乗降が一般的で乗降時の安全確保が不十分。</li> </ul>	<p><b>(2) 旅客の乗降時における安全の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、駐停車禁止場所での乗降禁止について、貸切バス事業者・旅行業者に徹底</li> </ul>	<p><b>【H19. 12. 14 通達を発出】</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸切バスにおいて、旅行業者の指示等に起因して事故が発生した場合、その背景の把握が困難。</li> </ul>	<p><b>(3) 自動車事故報告書への旅行業者名の記載・旅行業者の責任の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、省令を改正し、自動車事故報告書に旅行業者名等を記載。これにより、道路運送法上の監査等の他、旅行業法上の立入検査等の対応ができる環境を整備</li> </ul>	<p><b>【省令を改正】</b> H20. 7. 29公布、H20. 9. 1施行</p>
	<p><b>(4) 監査の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、必要な監査要員の確保に努め、効率的かつ重点的な監査を実施</li> </ul>	<p>継続 <b>【増員】</b> 20年度30名 21年度28名 22年度23名 23年度25名予定</p>

# 「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」抜粋

## 3 旅行業者への指導・監督の強化

### 【勧告要旨】

- ① 旅行業者に対し、貸切バス事業者への発注に当たっての禁止行為、留意点を示す等により、貸切バスの安全運行に関する法令の遵守への協力を徹底させること。
- ② 地方運輸局等に対し、貸切バス事業者の法令違反に旅行業者の関与が疑われるかを判断するための基準を示すこと。  
また、監査等において、貸切バス事業者の法令違反に旅行業者の関与が疑われる場合には、観光庁への通報を徹底すること。  
通報を受けた観光庁は、旅行業者に対して、立入検査等旅行業法に基づく指導等を行い、その結果を国土交通省に回報すること。
- ③ 自動車事故報告書への契約相手方名の記載及び旅行計画等の資料の添付を徹底させること。



### 【これまでの対応状況】

- ① 貸切バス事業者の違反に旅行業者等の関与が疑われる際の取扱いを定めた通達「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について」(平成20年9月29日発出)に基づく取扱いの周知徹底を図ることを各地方運輸局等に対し指導
- ② 貸切バス事業者から提出された自動車事故報告書を受理する際に、①運送契約の相手方、②当時の運行計画の記載、が記載されているかの確認を徹底し、記載されていない場合は記載をさせるよう事業者に対することを各地方運輸局等に対し指導

国自安第138号  
国自旅第189号  
平成23年1月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長  
自動車交通局旅客課長

「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づき勧告」  
を受けた対応について

平成22年9月10日に総務省より国土交通省に対して行われた「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づき勧告」において、国土交通省所管事項について改善する必要の認められるものについて勧告がなされたことを受け、各局における改善方を下記のとおり取りまとめたので、その取り扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、本件勧告は一般貸切旅客自動車運送事業に係るものであるが、他の運送事業についても同様の問題が存在する可能性があることから、本件取り扱いに準じ適切に対処されたい。

#### 記

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導については、「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の充実等について」（平成17年12月9日付け国自旅第195号）及び「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の充実等について」の実施方法等について」（平成18年3月10日付け国自総第552号、国自旅第265号）において示されているところであり、当該通達に定める事項について遺漏なく実施すること。

とくに、標記勧告において、運輸開始届出時に添付することとなっている運輸施設に係る写真の添付漏れが指摘されていることから、例えば同届出書に添付する書類のチェックリスト（別添1例示参照）を使用するなど、事業計画の確保状況につ

いて適切に確認を行うこと。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する監査については、「旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成21年9月29日付け国自安第56号、国自旅第124号、国自整第50号)において「旅客自動車運送事業者に対する監査については、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、新規許可事業者に対する早期の監査等、過去の監査、行政処分等の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故を引き起こし、又は法令違反を犯す前の予防的なものとなるよう努めるものとする。」と定められており、また、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱について」(平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号)において、新規許可事業者は巡回監査又は呼出監査の対象者として示されているところであり、当該通達に定める事項について遺漏なく実施すること。

3. 法令遵守、安全運転の徹底及び事故の再発防止を図るため、一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。)に対する監査時、監査実施後の改善指導時等の機会において、別添2等を配布し、法令遵守等の指導を実施すること。

4. 貸切バス事業者に対し、新規許可を取得した際の指導時、監査実施後の改善指導時、運輸支局(運輸監理部を含む。以下「運輸支局等」という。)の輸送担当窓口来庁時等の機会において別添3を配布する等の方法により、運輸安全マネジメント制度の周知徹底を図ること。

5. 貸切バス事業者に対する監査時において、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7に定める事項に関する情報の公表状況を確認し、公表がなされていない場合において、必要な措置を講ずること。

6. 貸切バス事業者から提出された、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)第3条に基づく報告書(以下「事故報告書」という。)の受理時に、下記①及び②の記載の有無についても確認し、記載されていない場合には、記載を徹底すること。

①運送契約の相手方

②当時の運行計画の記載(旅行計画書の添付がある場合には、これを以て記載としても差し支えない)

7. 貸切バス事業者の法令違反に、旅行者又は旅行者代理業者の関与が疑われる際の取扱いは、「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行者等の関係機関への通知について」(平成20年9月29日付け国自安第71号、国自旅第222号)により示されているところであり、運輸支局等に対し、当該通達に基づき取扱いの周知徹底を図ること(報告の流れについては別添4を参

照)。

8. 事故報告書の提出期限は報告規則第3条第1項に定めるところであり、運行管理者講習会等の機会において、貸切バス事業者に対しその期限内の提出の周知徹底を図ること。

なお、貸切バス事業者に対する監査時において報告書が提出されていない場合は、必要な措置を講ずること。

通達「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について」(平成20年9月29日発出)の概要

地方運輸局等

自動車事故報告  
重大事故を引き起こした場合(貸切バス事業者が事故の第一当事者と推定された場合に限る)

監査  
対象となる事案に係る行政処分等を行った場合

対象となる違法行為

- ・ 改善基準告示違反
- ・ 事業用自動車の運転者の最高速度違反

旅行業者等の関与が疑われる場合

- ・ 運送申込書等で改善基準告示違反を確認できた場合
- ・ 発地から着地までの距離及びあらかじめ指定された出発・到着時刻を厳守しようとする、必然的に最高速度違反をせざるを得ないような設定を運送申込書等で確認できた場合

報告

自動車交通局安全政策課

- ・ 旅行業者等の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ・ 貸切バス事業者の氏名又は名称、住所、営業所の名称及び住所
- ・ 事故報告書の提出があったものは事故概要
- ・ 法令違反の概要

通知・回報

- ・ 通知
- ・ 対応結果報告

観光事業課

- ・ 通知
- ・ 対応結果報告

要請を行う旅行会社の所管運輸局  
・ 沖縄総合事務局観光担当課

都道府県

第1種旅行業者

立入検査等の対応

2・3種旅行業者

# 貸切バス事業者の安全性評価・認定制度

## 1. 経緯

平成19年2月に大阪府吹田市で発生した貸切バスの重大事故を契機に、同年6月に「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置。同年10月にとりまとめられた報告書において、下記の問題点と対応策が提言される。

### 【問題点】

- ・安全等に対する取組を、どの貸切バス事業者が適切に行っているか利用者から見た場合に不明
- ・旅行会社との取引においては、貸切バス事業者の安全性等の質よりも運賃の高低が優先される場合がある

### 【対応】

- ・貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築(事業者評価の実施)



平成20年9月に「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会」を設置。平成21年3月に報告書とりまとめ。

## 2. 制度の概要

(1) 制度の位置付け: 事業者の申請に基づき行う任意の制度

(2) 評価・認定基準

- ・ 評価単位は、法人を単位
- ・ 評価項目は、安全性に係る項目(環境やサービス面の取組状況については、公表する際に、「アピール欄」等に記載)
  - ① 安全性に対する取組状況(法令遵守事項よりも高いレベル)
  - ② 事故及び行政処分の状況
  - ③ 運輸安全マネジメント取組状況
- ・ 認定種別は、多段階評価(例)合計点数が60点以上で「一つ星(☆)」、80点以上で「二つ星(☆☆)」

(3) 評価・認定のための手数料は、有料

(4) その他

- ・ 実施主体は、一定期間ごとに、評価・認定の実施状況について国へ報告(申請事業者名、認定結果等)
- ・ 実施主体は、(社)日本バス協会
- ・ 平成22年中に実施主体を中心として制度の詳細設計を行い、平成23年度中に実施する予定

## 3. 効果

- ・ 旅行会社や利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるようになる
- ・ 貸切バス事業者の質の向上

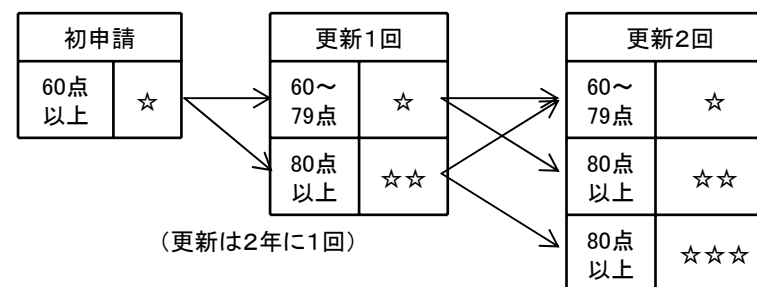
# 日本バス協会の「貸切バス事業者の安全性評価・認定制度における詳細設計検討委員会」 における検討状況

## ●詳細設計検討委員会開催状況等

- 平成21年5月 (社)日本バス協会が実施主体となる
- 11月 (社)日本バス協会に「貸切バス事業者の安全性評価・認定制度における詳細設計検討委員会」を設置
  - 第1回：平成21年11月、第2回：平成22年3月、第3回平成22年6月、
  - 第4回：平成22年9月、第5回：平成22年12月（最終）

## ●認定種別（多段階評価の内容）

- 初申請 合計点数が60点以上で「一つ星」  
(80点以上でも全て「一つ星」からスタート)
- 更新1回 60～79点で「一つ星」、80点以上で「二つ星」
- 更新2回 更新1回以降継続して80点以上は「三つ星」



## ●評価・認定体制（案）

- 「一つ星」 書類審査を基本。訪問審査をすることで検討
- 「二つ星」 訪問審査を実施
- 「三つ星」 マスター訪問員(※)による訪問審査を実施

※マスター訪問員・(社)日本バス協会職員あるいは別途指名する者

## ●今後のスケジュール(案)

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 平成23年1月下旬～2月下旬 | 貸切バス事業者への説明会（バス協会・ブロックバス協会） |
| 2月下旬～4月下旬      | 募集案内書等公表、事業者からの相談受付         |
| 4月上旬～4月下旬      | 評価・認定申請受付                   |
| 4月上旬～9月下旬      | 旅行業協会、利用者への広報               |
| 5月上旬～          | 審査開始                        |
| 7月上旬～8月下旬      | 認定委員会（2回程度）                 |
| 8月～            | 認定事業者の公表                    |



# 論点整理に当たっての視点(叩き台)

- 法令順守の徹底
  - 事前チェック・事後チェックの総合的な強化の検討 等
- 旅行業者と貸切バス事業者の相互理解の促進
  - 各種ガイドラインの整備と普及
  - 法制度や各種ガイドライン等の旅行業関連の研修内容等への反映 等

